

28 答申第 2 号

平成 28 年 7 月 15 日

久留米市教育委員会

教育長 堤 正則 様

久留米市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 小 原 清 信

久留米市個人情報保護条例第 22 条第 2 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 28 年 2 月 26 日付け 27 教総第 622 号による下記①の諮問及び平成 28 年 4 月 7 日付け 28 教総第 16 号による下記②の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

①平成 28 年 1 月 14 日付け 27 教総第 529 号の個人情報開示等請求拒否通知書（個人情報の提供の停止請求を拒否する決定）に対する異議申立てについて

②平成 28 年 1 月 28 日付け 27 教総第 557 号の個人情報開示等請求拒否通知書（個人情報の利用の停止請求を拒否する決定）に対する異議申立てについて

別 紙

答 申

第 1 審査会の結論

実施機関の行った各個人情報開示等請求についての拒否決定はいずれも妥当である。

第 2 異議申立てに係る経緯

年 月 日	経 緯 等
平成 27 年 1 月 17 日	教育部総務にて個人情報開示等請求書（個人情報の提供の停止請求）を受理
平成 28 年 1 月 14 日	個人情報提供の停止請求に対する拒否決定（27 教総第 529 号）
平成 28 年 1 月 21 日	教育部総務にて個人情報開示等請求書（個人情報の利用の停止請求）を受理
平成 28 年 1 月 28 日	個人情報利用の停止請求に対する拒否決定（27 教第 557 号）
平成 28 年 2 月 22 日	27 教総第 529 号に関する請求者からの異議申立書を受理
平成 28 年 3 月 25 日	27 教第 557 号に関する請求者からの異議申立書を受理

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

- （1）異議申立に係る処分（個人情報の提供の停止請求を拒否する決定）を取り消し、当該個人情報の提供の停止をするとの決定を求める。
- （2）異議申立に係る処分（個人情報の利用の停止請求を拒否する決定）を取り消し、当該個人情報の利用の停止をするとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び口頭で説明している異議申立ての理由については、概ね次のとおりである。

- (1) 久留米市立西牟田小学校（以下、「西牟田小学校」）で実施されている集団登校制度のための班編成及び地域登校班名簿作成過程において、西牟田小学校から西牟田小学校父母教師会（以下、「P T A」）に対し、児童や保護者の個人情報が提供されている。しかしながら、これは学校事務である「集団登校班編成」及び「地域登校班名簿作成」という個人情報の処理を外部の団体である P T A に対して委任したものと解される。ところが、「集団登校班編成」及び「地域登校班名簿作成」の過程で P T A から児童及び保護者の個人情報が外部の団体（子供会等）に提供されていることが疑われる事態が発生している。
- (2) 個人情報の処理を外部の団体である P T A に委任したものである以上、久留米市個人情報保護条例（以下、「条例」）第 2 5 条の趣旨に基づき個人情報の取り扱いについて、受託者が講ずるべき措置を委託契約において明らかにしなければならないほか、受託業務従事者は知り得た個人情報につき守秘義務を負う。P T A が個人情報の重要性や個人情報を取り扱う者に求められる義務を理解していないのに、西牟田小学校が個人情報を提供する場合は、いくら目的の範囲内であっても実質的な「外部提供」に該当する。また、条例の精神がないがしろにされて個人情報の外部提供や目的外利用がなされており、これは実施機関の瑕疵による重要な人権侵害であることから、実施機関に個人情報の利用を停止させるべきである。
- (3) 西牟田小学校から P T A に対する個人情報の提供が委任関係に基づかないと仮定しても、P T A から外部団体への個人情報流出については西牟田小学校（久留米市という趣旨か）が損害賠償責任を問われる可能性がある。① P T A が個人情報の外部提供や目的外利用をしている蓋然性が高い②その行為をやめさせるための行政的な手続き上の手段が他にない③自己情報コントロール権の確立という法律・条例等の本来の立法趣旨に沿う④被害者の人権救済という観点⑤久留米市情報公開・個人情報保護審査会の「西牟田小学校における個人情報の適切な管理保護を求めた」平成 2 7 年 9 月 1 5 日付答申第 3 号及び平成 2 7 年 2 7 年 1 2 月 7 日付答申第 4 号の中の付言の趣旨等、からすれば、P T A の個人情報の提供を「外部提供」とみなすべきで、実施機関に対して P T A への個人情報の提供を停止する請求は成立する。
- (4) 実施機関は、本件は外部提供には該当しないことから条例第 1 7 条に基づく個人情報の提供の停止はできないと主張している。しかし、異議申立人が主張したいことは、本来禁止されている子供会等への個人情報の提供が P T A を経由すれば許さ

れるのかということである。

- (5) 平成28年度の新入生に関しては、子供会が保護者らから直接個人情報の収集をしていたとの情報は得ているが、それより上の学年の児童の情報については直接個人情報の収集が行われてはいない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が「個人情報開示等請求拒否通知書」「処分理由説明書」及び口頭による説明により主張している内容の要旨は、次のとおりである。

- 1 異議申立人が、『実施機関とPTAの間で児童の個人情報に関して適切な情報管理及び個人情報保護がなされるのに必要な事項が取り決められ、「個人情報の目的外利用禁止」「自治会、育成会、子供会等の他団体への提供禁止」「作業の再委託の禁止」「個人情報の直接収集の原則」等のルールが確立されるまで』、提供の停止ないし利用の停止を請求している個人情報の内容は次のとおりである。

- ① 西牟田小学校が次年度の集団登校班編成のためにPTAに提供している名簿（掲載されている児童及び保護者全員が対象。）。
- ② 西牟田小学校が保管及び利用している地域登校班名簿（掲載されている児童及び保護者全員が対象。）。
- ③ 「西牟田小学校入学保護者説明会」において、保護者に名前を書かせて居住地に貼らせたシールのある地図（地図にシールが貼付されている全世帯が対象。）。

- 2 これら情報のうち①は学校が児童の通学の安全確保のために実施している集団登校の際の登校班編成作業をPTAの協力を得て行うために作成した名簿である、②はその結果編成された登校班の名簿である。また、③は児童の通学の安全確認及び非常時対応等のために、新入生の保護者から居住地の情報を収集し保管している地図である。これらの情報は、市立学校において登録された「学校経營業務」という個人情報業務の『学校設置目的である「児童・生徒に対する教育」を達成するものに必要な業務の遂行』という業務目的内で作成、利用、保管しているものである。

- 3 条例第17条第1項第2号に規定する個人情報の提供の停止は、条例第9条第2項及び第3項の規定に違反して外部提供が行われているときに請求することができるものである。

外部提供とは登録した業務の目的の範囲を超えて個人情報を実施機関以外の者に提

供すること（条例第9条2項）である。集団登校班編成作業における、学校からPTAへの情報提供は、「学校経營業務」の目的の範囲内において行われたものであり、個人情報の外部提供に当たらない。

4 そもそも条例第17条第1項の規定に基づく請求は、自己の個人情報に関してのみ行うことができる。

5 平成27年9月15日付け27答申第3号及び平成27年12月7日付け27答申第4号における付言を踏まえ、平成28年1月に久留米市教育委員会から学校へ就学予定者名簿を送付するにあたり、外部の団体へ個人情報を提供することがないように、改めて通知している。西牟田小学校においては、現在、この通知に沿った取り扱いが行われていることを確認している。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、次のとおり判断する。

1 異議申立人は、実施機関とPTAの間で児童の個人情報に関して適切な情報管理及び個人情報保護がなされるのに必要な事項が取り決められ、「個人情報の目的外利用禁止」「自治会、育成会、子供会等の他団体への提供禁止」「作業の再委託の禁止」「個人情報の直接収集の原則」等のルールが確立されるまでは、実施機関が西牟田小学校PTAに対して提供すること及び実施機関の当該個人情報の利用を停止することを求めている。すなわち異議申立人は、条例第17条第1項に基づく個人情報の目的外利用の停止及び外部提供の停止を求めているものであるが、その根拠として、条例第25条の趣旨を根拠としている。

たしかに、異議申立人の問題意識については理解できるところであるが、異議申立人の異議に理由があるかどうかは、結局、個人情報の提供の停止及び利用の停止を定めた条例第17条第1項に該当するか否かの問題である。

2 条例第17条第1項該当性について

（1）本件で個人情報の利用停止の請求ができるのは、実施機関が自己に関する情報につき本人の同意を得ずに目的外利用又は外部提供をしており、かつ条例第9条第1項から第3項各号に該当しない場合である（条例第17条第1項）。

（2）自己情報ではない個人情報について

まず、同条例の規定からも明らかであるように、同条例に基づき目的外利用等の

停止等を請求できる個人情報 は 自己の 情報に限られる。したがって異議申立人の自己情報ではない個人情報については、異議申立人の利用停止ないし外部提供の停止の請求を認めることはできない。

(3) 目的外利用の停止について

当該個人情報は、市立学校において登録された「学校経營業務」という個人情報業務の『学校設置目的である「児童・生徒に対する教育」を達成するものに必要な業務の遂行』という業務目的内で作成、利用、保管しているものと認められる。異議申立人は、実施機関の当該個人情報の利用の停止を請求しているが、どのような利用が目的外利用になるのかを主張していない。実施機関による当該個人情報の利用全般が目的外利用であるとは言えない以上、利用行為を特定せずに目的外利用停止の判断はできない。したがって、異議申立人の利用の停止請求には理由がない。

(4) P T A への情報提供の停止について

条例第 9 条の規定する「外部提供」とは、「登録された業務の目的を超えて個人情報を市の機関以外のものに提供すること」をいう。したがって、本件では業務の目的を超えて外部への個人情報の提供があるか否かが問題となる。

西牟田学校は、児童の通学の安全確保のために集団登校を実施しているが、このための登校班編成作業を P T A の協力を得て行っている。この登校班編成作業は、「学校経營業務」に他ならない。したがって、集団登校班編成作業における学校から P T A への情報提供は、「学校経營業務」の目的の範囲内の個人情報の提供である。

異議申立人は、登校班編成作業における P T A への当該個人情報の提供の結果、子供会等の団体に当該個人情報 が流出しているとして、P T A を経由すれば子供会等への個人情報の提供が外部提供ではなくなることを批判している（このため P T A からの個人情報漏洩防止措置や守秘義務の問題を強調しているものと思われる）。たしかに、西牟田小学校が P T A を通して子供会等に当該個人情報を提供することを意図し、あるいは P T A が子供会等に当該個人情報を提供することを容認して P T A に対し個人情報の提供を行っているのであれば、異議申立人の批判どおり P T A に当該個人情報を提供することは目的の範囲を超えた個人情報の外部提供と言ふべき余地もあり、その意味では、異議申立人の批判も理解できるところである。

しかしながら、実施機関は、教育委員会からの「外部の団体へ就学予定者名簿の個人情報を提供することがないように求める」旨の平成 2 8 年 1 月の通知に基づき、西

牟田小学校では集団登校班編成のために提供する名簿は編成作業中にのみＰＴＡに提供し、作業終了後は直ちに名簿を回収するなどの措置を講じていると主張している。異議申立人も平成２８年については子供会が児童等の個人情報を直接保護者らから収集しているとしており、少なくとも平成２８年度の集団登校班編成作業における西牟田小学校の個人情報の管理は十分に行われていると認められる。

そうすると、西牟田小学校にＰＴＡを通じて子供会等に個人情報を提供する意図もＰＴＡが子供会等に個人情報を提供することを西牟田小学校が容認しているという事情も認めることはできない。

以上のとおり、本件では集団登校班編成作業における西牟田小学校からＰＴＡへの当該個人情報の提供につき登録した業務の目的を超えての外部提供であると認めることはできない。

３ よって、当審査会は、異議申立人の異議申立を認めることはできず、冒頭の結論に至った。

第６ 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てについて次のとおり審査を行った。

年 月 日	経 過 等
平成２８年２月２６日	実施機関から当審査会に諮問（個人情報の提供の停止請求）
平成２８年３月１４日	実施機関から処分理由説明書の提出（個人情報の提供の停止請求）
平成２８年３月１７日 （第１回審査会）	審議
平成２８年３月２９日 （第２回審査会）	審議
平成２８年３月３０日	異議申立人から意見書の提出（個人情報の提供の停止請求）
平成２８年４月７日 （第３回審査会）	実施機関から処分理由の説明及び審議
	実施機関から当審査会に諮問（個人情報の利用の停止請求）

平成28年4月21日 (第4回審査会)	求) 審議
平成28年4月28日	実施機関から処分理由説明書の提出(個人情報の利用の停止請求)
平成28年5月16日 (第5回審査会)	審議
平成28年5月19日	異議申立人から意見書の提出(個人情報の利用の停止請求)
平成28年5月27日 (第6回審査会)	異議申立人による意見陳述及び審議
平成28年6月17日 (第7回審査会)	審議
平成28年7月4日 (第8回審査会)	審議

第7 久留米市情報公開・個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	小 原 清 信
会長職務代理	内 田 省 司
委 員	西 嶋 法 友
委 員	高 松 直 史
委 員	宮 崎 智 美
委 員	栗 山 扶美香
委 員	西 野 恵 子
委 員	吉 田 哲 磨
委 員	鹿子生 盈 代